(平成18年9月26日要綱第10号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日要綱第 3 号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに著しく支障のある重度障害者等(以下「障害者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、湯前町(以下「町」という。)とする。ただし、町は、事業の実施にあたって、用具の給付等を適切に実施することができる者(以下「事業者」という。)に事業の実施を委託することができる。

(定義)

- 第3条 「障害者等」とは、町内に居住地を有する障害者等で、次の各号に掲げるいずれか に該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者 手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳交付要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者又はそれに準ずると町長が認める者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項 の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はそれに準ずると町長 が認める者

(用具の種目及び給付等の対象者)

- 第4条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、 介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の 支給を受けられる者は対象者から除く。
 - (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅の障害者等又は町長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、1 箇月以内に施設から退所し、在宅に戻る予定の者で、在宅生活のために用具の給付等が必要と認められる場合は給付の対象とする。
 - (2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の用具の再交付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」を勘案し、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が、部品の交換よりも真に合理的・

効果的と認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付が可能であるものとする。

(3) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、<u>所得税非課税世帯に属す</u> る者とする。

(申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者(配偶者、親権を行う者、 後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。)(以下「申請者」とい う。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければなら ない。

(調査)

第6条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活 用具給付(貸与)調査書(別記第2号様式)を作成し、給付等の可否を決定しなければならな い。また、町長が必要と認める場合は、申請者に対し医師意見書の提出を求めることが できるものとする。

(決定)

- 第7条 町長は、第6条の調査により用具の給付等の可否を決定したときは、日常生活用具 給付(貸与)決定・却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)券 (別記第4号様式)(以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。 (用具の給付)
- 第8条 第7条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた申請者は、業者に給付券を 提出して用具の給付等を受けるものとする。
- 2 前項の業者とは、日常生活用具の販売等を業とするもので、町長と当該事業に係る用具の給付について委託契約を締結したものをいう。

(用具の貸与)

- 第9条 第7条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた申請者は、町長と貸借の契約 を締結し、用具の貸与を受けるものとする。
- 2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、 貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消の決定を行わないときは、1年間その期間を 延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。 (費用の負担)
- 第10条 第7条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた申請者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。
- 2 前項の規定により支払う額は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただ し、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 (業者への支払い)
- 第11条 町長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき(給付の場合は、給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から第10条の規定により障害者又は

その保護者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、 用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。 (貸与の取消し)

- 第12条 町長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を 取り消すものとする。
 - (1) 第4条第3号の規定による対象者でなくなったとき。
 - (2) 貸与の対象となる障害者等でなくかったとき。
 - (3) 町内に居住地を有しなくなったとき。
 - (4) 障害者等が死亡したとき。
 - (5) 用具の貸与を必要としなくなったとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書(別記第5号様式)により用具貸与者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 13 条 用具の給付等の決定を受けた申請者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第14条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は 用具の給付等を受けた者が第13条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費 用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

- 第15条 町長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。
 - (1) 別表の基準額(月額)の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
 - (2) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
 - (3) 第10条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。
- 2 施設入所者であって、町長が生活維持のために排泄管理支援用具の給付が特に必要と認めた者については、給付できるものとする。

(台帳の整備)

第16条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳(別 記第6号様式)を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(要項の廃止)

- 2 次に掲げる要項は廃止する。
 - (1) 湯前町重度心身障害者日常生活用具給付等実施要項(平成3年3月30日要項第3号)
 - (2) 湯前町重度心身障害児及び重度知的障害児・者日常生活用具給付事業実施要項(平成 13年8月24日要項第3号)

(委託業者の特例)

3 平成18年9月30日までに、湯前町重度心身障害者日常生活用具給付等実施要項及び湯 前町重度心身障害児及び重度知的障害児・者日常生活用具給付事業実施要項に基づき、 町と委託契約を締結している業者については、平成18年10月以降も委託契約していると みなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、現に廃止前の湯前町重度心身障害者日常生活用具給付等実施要項及び湯前町重度心身障害児及び重度知的障害児・者日常生活用具給付事業実施要項の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月31日要綱第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条、第11条)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護訓用援用	特殊寝 台	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具 を付帯し、原則として身体障 害者の頭部及び脚部の傾斜角 度を個別に調整できる機能を 有するもの	154,000円	8年
具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者		19,600円	5年
	特殊尿器		尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5 年
	入浴担 架	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害者(児)で、入浴	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴	82,400円	5 年

	ı		T		_
		に当たり家族等他人の介助を 要する者に限る。ただし、原 則として3歳以上の者	させるもの		
	体位変 換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)の体 位を変換させるのに容易に使 用し得るもの	15,000円	5 年
介護訓用援 ・ 調支用	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	年
具	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを 付けるものとする。	33, 100 円	5 年
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害児で原則として 学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具 を備えたもの	159, 200 円	8 年
'	入浴補 助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 身体障害者(児)又は介助者が 容易に使用し得るもの。ただ し設置にあたり住宅改修を伴 うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用 し得るもので手すりつきのも の。ただし取替えにあたり住 宅改修を伴うものを除く。	4, 450 円	8年
	状・棒	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害3級以上の身体障 害者(児)。ただし原則として 学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用 し得るもの	44,60円	2 年
	援用具 (移 動・移	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能に障害を有する身体障 害者(児)で、家庭内の移動等 において介助を必要とする 者。ただし原則として3歳以 上の者	概ね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること。 ・身体障害者(児)の身体機能 の状態を十分踏まえたもので あって、必要な強度と安定性 を有するもの ・転倒防止、立ち上がり動作	60, 000 円	8 年

頭部保	平衡機能又は下肢若しくは体	の補助、移乗動作の補助、段 差解消等の用具とする。ただ し設置にあたり住宅改修を伴 うものを除く。 ヘルメット型で歩行が困難な	ア 15, 200	3
護帽	幹機能に障害を有し、歩行や 立位が不安定で頻繁に転倒す るおそれのある身体障害者 (児)。又は、重度又は最重度 の知的障害者(児)若しくは精 神障害者で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒する者	者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	円 イ 36,750	年
器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし取替えにあたり住宅改修を行うものを除く。	151, 200円	8 年
間延長	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	
火災警 報器	者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であって	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15, 500円	8年
自動消 火器	避難が著しく困難な者。ただ し火災発生の感知及び避難が 著しく困難な者のみの世帯又 はこれいに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が 容易に使用し得るもの	41,000円	6年
害者用	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等に より知覚できるもの	87, 400 円	10 年

	号装置				
療養 等支	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体 障害者(児)。ただし原則とし て3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に 保つもの	51,500円	5 年
援用具	ネブラ イザー (吸入 器)	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の身体障害者(児)であ って、必要と認められる者	身体障害者(児)が容易に使用 し得るもの	36, 000 円	5 年
	電気式 たん吸 入器			56, 400 円	5 年
		医療保険における在宅酸素療 法を行う身体障害者(児)		17,000円	10 年
		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯。ただし、 原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用 し得るもの	9,000円	5 年
		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用 し得るもの	18,000円	5 年
情報意疎支 する する する は で して で して で して で り で り で り で り り り り り り り り り り り り	会話補	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、 発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を有し、 身体障害者(児)が容易に使用 し得るもの	98, 800円	5年
		上肢機能障害2級又は視覚障 害2級以上の身体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト上肢機能障害者(児)インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	ィスプ レイ	視覚障害及び聴覚障害の重度 重複障害を有する(原則として 視覚障害2級かつ聴覚障害2 級以上)身体障害者であって、 必要と認められる者 視覚障害2級以上の視覚障害	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピューターの画面情報を点字等より示すことのできるもの 視覚障害者(児)が容易に使用	383, 500 円	6年

	者(児)。原則として学齢児以 上の者	し得 る。	るもので次のとおりとす			
		(1)	標準型	(1) 型	標準	標準型
		ア	両面書真鍮板製	ア 円	10, 400	至 7 年
		イ	両面書プラスチック製	イ 円	6,600	
		(2)	携帯用			
		ア	片面書アルミニューム製	(2) 用	携帯	携帯型
				ア 円	7, 200	5 年
		イ	片面書プラスチック製	イ 円	1,650	
			に障害者(児)が容易に使用 よるもの	(63, 100 円	
	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれ	し 信	fのもり			年
, ,	る者					
害者用ポータ	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	覚又 方式	等により操作ボタンが知 は認識でき、かつ、DAISY による録音並びに当該方	35, 録	000 円 音再生	6 年
ブルレコーダ		生か	より記録された図書の再ぶ可能な製品であって、視	85,	000円	
			管害者(児)が容易に使用し もの又は、音声等により			
			ボタンが知覚又は認識で			
		_ •	かつDAISY方式により記れた図書の再生が可能な			
		製品	れた図書の再生が可能ならであって、視覚障害者が よに使用し得るもの			
0 0 -1 1	視覚障害2級以上。ただし原		情報と同一紙面上に記載	,	99,800円	
害者用 活字文	則として学齢児以上の者		に当該文字情報を暗号化 に情報を読み取り、音声信			年
書読上			変換して出力する機能を			
げ装置			「るもので、視覚障害者」 が容易に使用し得るもの			
	視覚に障害を有する視覚障害		入力装置を読みたいもの	19	98,000円	
害者用	者(児)であって、本装置によ	(印刷	副物等)の上に置くこと			年

‡	書器	り文字等を読むことが可能に なる者。ただし原則として学 齢児以上の者	で、簡単に拡大された画像 (文字等)をモニターに写し出 せるもの		
	寺計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、 手指の触覚に障害がある等の ため触読式時計の使用が困難 な者を原則とする。ただし原 則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用 し得るもの	触読式 1 0,300円 音声式 1 3,300円	10年
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	害者用 通信装 置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
· 注	害者用	聴覚障害者(児)であって、本 装置によりテレビの視聴が可 能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88, 900円	6年
可		喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化し得るもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内 に違さ構立化する の	電動式 7	
計	舌(貸	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はフ	に導き構音化するもの 聴覚障害者等又は身体障害者 が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換の み 2,000 円	_

		アックス被貸与者。ただし聴 覚障害者等又は身体障害者の みの世帯及びこれに準ずる世 帯			
	ファッ クス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。ただし電話(福祉電話を含む。)によりコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		7, 700円	
	害者用	視覚障害者(児)で就労若しく は就学している者又は就労が 見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本 点字表記法に基づき、入力し た文章を自動的に点字変換が 可能で点字プリンターとの連 動により点字文書の作成及び 音声化ができるもの	1, 030, 000円	
	点字図 書	町長が別に定める。			_
排理爱具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した 密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフ イルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した 密封型のラテックス製又はプラスチックフイルム製の収納 袋で尿処理用のキャップ付の もの	蓄 月 8,85 8 円 審 月 9 年 8,85 8 円 報 9 日 11,6 39 11,6 30	_
	紙おむ つ等	ストマの著しい変形等により ストマ装具の使用が困難な者 又は3歳以上の者で高度の排	紙おむつ、洗腸用具、サラ シ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,0 00円	_

		便若しくは排尿機能障害の者 又は脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難者			
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿 の逆流防止装置をつけるも の。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
改修	居住生活活動補助用具	町長が別に定める。			_

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※要綱中の別記様式は省略する:様式は主管課保管

[別紙参照]